

福祉教育委員会

招 集 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 2 日										
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室										
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分				副委員長	山口 裕教				
	閉 会	午後 1 時 1 6 分				副委員長	山口 裕教				
出席並びに欠席議員 出席 5 名 欠席 1 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名			出 欠	氏 名			出 欠			
	山口 裕教			○	竹内 祐子			○			
	福永 桂子			▲	荻野 利明			○			
	土屋 和幸			○	馬場 衛			○			
説明のため出席した者の職・氏名	別紙のとおり										
職務のため出席した者の職・氏名	局長	内山 浩二			書記	白井 麻貴			書記	高橋 俊貴	
会議に付した事件	令和 8 年 3 月 定例会付託議案										
会議の経過	別 紙 の と お り										

傍聴議員：神谷里枝、菅沼 淳、相曽桃子、山本晃子

(別紙)

[illegible]

福祉教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 12 日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○山口副委員長

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。

本日、福永委員長より欠席の申出がありましたので報告いたします。なお、神谷議員、菅沼議員、相曽議員、山本議員より傍聴の申出があり、同席されますので報告いたします。

それと、静岡新聞の報道機関の傍聴の方もいらっしゃいますので、その旨、御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

では、ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づき、マイクのスイッチを入れ御発言ください。

また、お互いに貴重な時間でございますので、質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

なお、職員が資料確認などのため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

審査は、議案第44号、議案第40号、議案第8号の順に行います。

では、審査に入らせていただきます。

初めに、議案第44号 令和8年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

議案書160ページから163ページ、参考資料206ページから218ページ、令和8年度各会計予算に関する説明書の中の病院事業会計予算、及び予算概要説明書104ページから108ページを御覧ください。

審議に先立ち、病院事業管理者から一言御挨拶をいただきます。病院事業管理者、お願いします。

○大貫病院事業管理者 おはようございます。今、副委員長が言われたように桜の時期で、これからもう少しで桜の時期だと思いますが、まだまだ寒暖の差が激しくて体調を崩される方多いので、その辺は皆さん、御注意ください。それと、私もそうなんですけど、花粉も飛んでるという時期で、今年は特にすごい状況なものですから、その辺も注意していただくとありがたいと思います。病院の関係なので、体調のことは皆さんにずっと言っていきたいと思っております。

今日は病院事業の予算に関するとても重要なことですので、それこそ忌憚ない御意見も含めて、病院としてはこういうふうに考えてるということもしっかりと言っていきたいと思っております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○山口副委員長 挨拶は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて行います。

それでは、初めに収益的収入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

どうぞ。竹内委員。

○竹内委員 収益的収入、1款1項1目、説明書は1ページ、概要説明が106ページの入院収益についてです。入院診療による収入増加の要因をお伺いいたします。

○山口副委員長 どうぞ、医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

入院収益は、入院後2週間をめどに地域包括ケア病棟に転用する運用が定着し、病床稼働率が上がって上向きになってきたことや、高度急性期医療機関との連携強化により、回復期の患者受入れを積極的に行うこと、地域の介護保険施設等と協力医療機関の協定を結びましたので、そちらの入所者の病状の急変時には当院で受入れを行うというようなことによって患者数の増加を見込み、令和7年度と比較いたしますと1億1,716万5,000円の増額をしております。

○山口副委員長 はい、どうぞ。竹内委員。

○竹内委員 確認ですけれども、病床数ですね、今、回復期54床の急性期50床という104床でよろしいでしょうか。

○山口副委員長 はい、どうぞ。医事課長。

○間宮医事課長 はい。そのとおりでございます。

すみません、急性期が54床の。

地域包括ケア病棟のほうが50床です。

○竹内委員 ああ、そう、間違ってた。分かりました、ありがとうございます。

それで、こっちの議案書のほうに1日入院患者数が88人というふうに今回なって、今の説明の中においても患者数の増加を見込んで算出されたという内容でしたので、今現在、令和7年度の状況を見てると、1日70人にも満たっていないんですけれども、その急激に増加するという見込みはということなのかよく分からないので、そこをもう一回お願いします。

○山口副委員長 はい、どうぞ、医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

まず令和7年の直近の1年間、患者数にすると70人ちょっと、72名ぐらいじゃないかと思うんですが、その後、今のところ直近で地域包括ケア病棟のほうが、ここ12月から2月までの平均を見ますと病床利用率が83.2%ということで、かなり病床の稼働率が上がってきてる状況があります。そういったところで、先ほど申したとおり、地域包括ケア病棟への移動が、運用がうまく定着してきたのかなというふうに考えておりますが、そこでまず伸びるであろうということを思っております。

それと、あと急性期の高度医療機関との連携というところなんですけど、浜松市や豊橋市のほうと下り搬送というような連携もいたしてるんですが、それとは別に高度急性期病院のほうで治療を終えた患者さんの例えばリハビリなんかをうちのほうでやらせていただくような形で、回復期の患者の受入れというところにも力を入れてるところがありまして、そちらの紹介の件数なんか、例を挙げると医療センターとか、聖隷浜松病院さんのほうが割と件数が増える状況があります。そちらのほうで去年の2月までのものと今年の2月までのものを比べますと700人弱ぐらいの延べ患者数が増えるというようなところもあります。そういったところから、この後、もうちょっと稼働率が上がるのではないかとということを検討しまして、今回の数字を出しています。

○山口副委員長 はい、どうぞ。竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 1款1項1目のところですけど、今の説明である程度分かったんですが、一般病棟、地域包括ケア病棟、それぞれ病床稼働率の目標値、上がってるというのは、今、説明で大体分かったと思うんですけど、病院としての目標値があればちょっと確認させていただきたいと思います。

○山口副委員長 はい、どうぞ。医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

経営強化プランに基づきまして、一般病棟のほうが80%、地域包括ケア病棟を85%、病院全体といたしまして

82.2%を目標設定とさせていただいております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 それが先ほどの1億1,700万円増ぐらいになってくるという考えでよろしいですか。

○山口副委員長 はい、どうぞ、医事課長。

○間宮医事課長 はい、よろしいです。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 ああ、そう。分かりました。終わります。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 1款1項2目でお伺いします。外来診療による収入増加の要因とは一体どういうことか、教えてください。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

外来収益ですが、訪問診療の増加や令和8年度から市内の診療所が行っている救急当番医、休日の救急当番ですね、そちらの日数のほうが半減するということによる救急患者の増加等を見込んでおります。また令和8年度から外来の診療枠のほうを増やすということで、今、医師と看護師と調整をしてるところから、そちらの診療枠を増やすことによる患者数の増も見込みまして、令和7年度と比較して1億1,300万円の増額とさせていただいております。

以上です。

○山口副委員長 土屋委員。

○土屋委員 分かりましたけど、救急外来を、いわゆるほかの病院で診てたものを湖西病院で診るようになるということだけでも、診る側の体制としてはそんなに変化はないという、いわゆる医大から来てもらうとか、そういうことでよろしいですか。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 すみません、医師については今も浜松医大のほうから派遣していただいでるので、引き続きそちらのほうは派遣していく予定でございます。あと浜名病院とも救急の今後の状況がありますので、うちのほうに例えば患者さんがすごく殺到したというときには、浜名病院のほうに対応できますかということで御連絡させていただくケースもあるかと思いますが、そういったところも調整を今させていただいております。

以上です。

○土屋委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口副委員長 では、ほかにございませんか。

荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 外来収益で外来診療による収入増加の要因は何でしょうか。

○山口副委員長 荻野委員。

○荻野委員

入院収益で一般病棟、地域包括ケア病棟、それぞれの病床稼働率の目標値を伺います。（発言する者あり）

○山口副委員長 どうぞ。荻野委員。

○荻野委員 それじゃ失礼しました。

医業収益を上げるためにも、在宅訪問診療を積極的に行うことだが、何人の医師で、どのような体制で行うのか伺

います。

○山口副委員長 はい、どうぞ。医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

訪問診療ですが、令和7年6月より内科医師2名、外科医師2名の4名体制に拡大し、本格的に開始しております。令和7年の7月には在宅療養支援病院の届出が受理をされております。医師と看護師、そして緩和ケアチームといった多岐にわたる専門職が連携をし、幅広い疾患に対応できる体制を取っております。また24時間365日、切れ目なく患者さんの安全・安心を確保するために訪問看護ステーションやケアマネジャーや薬局などと地域の支援機関とも連携を図っております。令和8年度からは新たに赴任される内科医師1名も加わり、医師5人体制を取っていく予定でございます。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 はい。

○山口副委員長 よろしいですか。

では、ほかにごいませんか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 収益的収入、1款1項2目の外来収益で、外来収益が1億3,000万円の増額予算となっていますけれども、診療科の見直しをして行ったものかどうか伺います。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

診療科のほうを新たに増やすとか、見直すというものではございません。外来の診療枠を見直すというところで増額をするものでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 外来の診療枠を見直すってどういうことですか。

○山口副委員長 医事課長。

○間宮医事課長 例えば去年の予算と比較しますと、整形外科、水曜日は1人でやってたところも2人の先生でやられるとか、月曜日の耳鼻科のほうがお一人でやられてたところを2人の先生でやられるといったような形で、医師をもう一人増やすような形で増えているところがあります。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 ごめんなさい、その医師のところまでよく見てなかったんだけど、お医者さんは増えてくるんだったっけか。ごめんなさい、そこまで見てなかった。

○山口副委員長 どうぞ、管理課長。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

常勤医のほうに関しては変わりはないんですけども、先ほど医事課長が申した耳鼻科とか整形の枠といったところは、大学とか浜松医療センターとか、そういった関連病院というんですかね、協力病院といえますか、近隣病院からの派遣によるもので人数が変わってくるといったものでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 それはもう要請してあって、令和8年度から派遣をしてもらえるということになっていて、この事業計画に入ってるんですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

そうですね、令和7年度、今年度のほうから大学とか医療センターのほうとかはいろいろと調整を取らせていただいて、まずは細かいところまでの調整ができてないところもありますけれども、おおむね派遣していただけたという形で、今、調整してるところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 利用されてる患者さんに関しまして、結局やっぱりその診療体制が変わってくれば、受ける側にしてみれば、その何曜日のいつがこうだというふうに変動するわけですね、その診療時間というか、予約とかいろんなものが。それって4月スタートではなくて、順次行っていくということの理解でいいんですか。それとも何か病院側が広報をされていくんでしょうか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 先ほどの医師が代わるというものなんですけれども、基本的には年度初め、4月で代わっていくものですが、年度途中での入れ替わりというのも当然でございます。それに向けては外来の一覧というものを毎月というか、代わるごとに作成しておりますので、そういうものをいろんな広報等かウェブサイトを使って周知を図っております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 私の記憶だと患者様に対して利便性を高めて、信頼される湖西病院を目指していくというふうになっているので、やはり一番大事なのは患者さんが困らず、よかったというようになるのが一番だと思ってるんですよ。です。そのところをやっぱきめ細やかにお伝えしていかないと、幾ら診療体制を増やしたとしても、患者側から見れば、何で先生、代わっちゃったのみたいなことを言う方もいると思うんですよね。その説明をしっかりとドクターのほうからしてもらえるような、そういう体制を取っていかないと、やっぱり湖西病院から離れていく人も増えるのかなという思いもします。どうですか。

○山口副委員長 はい、どうぞ。山崎経営戦略監。

○山崎経営戦略監 経営戦略監の山崎がお答えします。

ちょっと予算を組んだときは状況は少し違ってきてるんですが、内科の医師がちょっと来年度に向けて初診の総合内科外来を今まで1診の体制でやってたものを2診の体制にするということで、今ほぼその動きができてきております。なので、どうしても予約が取りにくいとか、かかりにくいという印象が今まで結構あったと思うんですが、その初診の患者さんをできるだけ受けやすくするという意味で、そこはちょっと大きな変化かなと思います。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。私がこれ言ったのは、たまたま眼科にかかった患者さんが、ドクターから次回からは違う先生に代わってくださいねって唐突に言われて、やはり嫌われちゃったのかなって言われた患者さんがいらっしまったので、やっぱりそれはドクターのほうからも丁寧な説明をされていかないと、病院離れが起こってしまうので、やはりそこは病院で一致団結してやっていかないと駄目じゃないのかなと思っております。

以上です。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 申し訳ございません。先ほどの山崎経営戦略監の答弁に対してのちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけれども、総合診療の2診体制というものに関してですが、今、確定したわけではなくて、いろいろ

と調整段階に入っているところですので、また竹内委員おっしゃられるように、決まり次第、早急に、迅速に周知のほうは行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、分かりました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 1 款 1 項 3 目の健診収益について少しお尋ねをします。今、健診収益の中において最も収入の多い健診というのは何になるか、ちょっと教えていただけますか。

○山口副委員長 どうぞ。医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

健診収益で最も収益を上げているものは事業所健診になります。令和 6 年度の実績で言いますと、全体の 47% を占めております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 ということは、事業収益の中の事業所を訪問して、もっと開拓するというか、積極的に事業所を訪問するというようなことを今年はやられるということですよ。力を入れられるということは聞いていますので。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 今の御質問、おっしゃるとおりで、そういった事業訪問というのに特に力を入れていきたいと思っております。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 うわさの中では、今度、湖西病院でやるようになったよなんて話もちよこちょこと聞こえたりするもので、そういった努力も報われればいいかなというふうに思ってますので、期待しておりますので、お願いいたします。終わります。

○山口副委員長 次に、ほかにございませんか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 高度医療やリハビリテーションなどにかかる費用への負担増加の要因をちょっと教えてください。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

主な増額の要因といたしましては、MR I や血管造影装置の保守料というものが約 400 万円増加しました。そのことに加えまして、検査に関わる医師、また検査に関わる放射線技師の人件費の増加といったものが負担金の増加の要因となっております。

以上です。

○山口副委員長 管理課長。

○土屋委員 はい、分かりました。ありがとうございます。オーケーです。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 令和 8 年度における健診収益増加策を伺いたいと思います。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

健診収益の増加策といたしまして、経営強化プランに基づきまして、収入の半分を占める事業所健診を核に、人間ドックや出向予防接種の増収を図るため、先ほどもお話しさせていただきましたが、事業訪問のほうに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員、よろしいですか。

○荻野委員 分かりました、はい。

○山口副委員長 土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 今の事業所健診の増加を図るって今言われたけども、事業所に訪問してやっていくということだと思うんですけど、そういうのって、もう既に実際にはどっかの病院が健診をやってるわけじゃん。それを追い越すというか、どけて自分たちが入っていこうとするというのは並大抵じゃないんだけど、そういうものの交渉に行く方ってどういう方が行かれるですか。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

今は健診センターに従事している職員のほうが訪問をさせていただいております。

○山口副委員長 土屋委員どうぞ。

○土屋委員 私、西部地域センターのところに住んでるんですけど、そこに結構事業の健診が来るですよ。それで結構、蒲郡市とか、遠くから来てやってるんで、そういったところに、いわゆる事業所とかなり緊密なネットワークみたいなできて中へ入るのに、そういう担当ぐらいが行って大丈夫かなという余分な心配してしまうんですけど、それは大丈夫ですか。

○山口副委員長 事務長、どうぞ。

○村越病院事務長 土屋委員、質問ありがとうございます。

メインはやはり職員が行く、健診の担当の者が出向いてますけれども、要所要所で今年度も院長が出向いたり、私が出向いたりというところで、そこはいろいろ作戦を練りながら、どの職員が行ったほうが効果的かということも模索しながらそういう宣伝活動を行っている状況でございます。

以上です。

○土屋委員 ありがとうございました。大変ですけどよろしく願いいたします。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 すみません、1款1項5目のところの他会計負担金で、この救急医療費に係る一般会計からの負担金のところが1,637万1,000円減額になってるんだけど、私、これを見たときに、これってベッドを5床分確保するためのよく説明で聞いている話なんだけど、これって減額しても全然影響ないんですか。これが不思議ではないなと思ったんですけど。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

今、竹内委員言われたように、いわゆるベッド代という言い方も変ですけども、ベッドを確保するための負担金となっておりますが、先ほど医事課長のほうから答弁させていただきました病床稼働率のほうといろいろと勘案して、空床病床といったものを1床、来年度は減らして、負担金のほうも減らして計上してるといったところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 何しろ今回病院側が繰入金をいかに減らそうかという、すごい、ちょこちょこ、少しずつの減額を苦心

してやってるのを見て、いや、これはこの救急医療のところの確保は大丈夫なのかなってすごい心配したんですけど、いいんですね、了解いたしました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 営業助成金の2億2,000万円の算出根拠を伺います。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 管理課長からお答えさせていただきます。

まず病院の経営強化というものを加速させて、基準外の繰入金というんですかね、いわゆる営業助成額というのを1年前倒しをするようにという指示があったのは委員の皆さんも御承知のとおりかと思っております。今回、この繰入金を含めた令和8年度の当初予算を編成するに当たりましては、先ほどから答弁させていただいてるとおり、入院、外来、健診の収益とか、これから上がっていくであろう人件費といったもの、様々な経費を含めて、総合的に判断をして、1年前倒しの2億2,000万円がまず適当なのかどうかといったところを検討させていただきました。その上で市長部局の健康増進課ですとか、財政部局と協議を重ねて決定したといったところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。今は予算審議なのでこれで終わりにしときます。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 保育所収益の関係ですけれども、保育料低下の原因であります保育士及び看護師の補充に対する予定というのは分かってるですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長からお答えさせていただきます。

まず保育所収益の減少なんですけれども、令和7年度当初予算を編成したときから令和8年度編成に至るに当たりまして、2名のお子さんの減というものがありました。それに伴いまして収益の減少というものが計上させていただいてるところです。

次に、看護師確保に関してなんですけれども、職員のほうが看護学校ですとか、大学のほうに訪問させていただいて、後の答弁のほうでも出てくるんですけれども、修学資金とか院内保育所といったところの整備といったところをうちの病院はしてますよというPR、周知、アピールをさせていただいております。そういうところで看護師のほうを確保していきたいと考えております。

見通しなんですけど、来年度の4月からすぐ看護師のお子さんが入るということには今のところはなっていないんですけれども、年度途中とか、今年度に至っても年度途中で転職されて、お子さんが小さくて入りたいという方もいらっしゃるものですから、令和8年度の当初には編成は入れてないんですけれども、まだ年度途中で入ってくる見込みというものはございます。

以上です。

○土屋委員 ありがとうございます。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 医業収益で令和7年度第3四半期の業務状況から見ても、手術の件数が減となっています。医業収益を増加させるために、手術すること、入院につながることを、市民にとって身近な病院で安心して治療が受けられる、そんな病院を求めていると思います。今後の手術体制の構築をどう考えてるのか伺います。

○山口副委員長 どうぞ、医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

まず入院・手術件数の現状ですが、外科では鼠径ヘルニアや虫垂炎といった疾患を中心に、年間でおよそ50件程度の手術を実施しております。整形外科につきましても、入院を担当する医師が1名体制の中で、大腿骨転子部骨折などの骨折の手術を年間45件程度行っております。内科系の心臓カテーテル手術や大腸内視鏡手術等は年間100件程度実施しており、地域の急性期医療に一定の役割を果たしていると考えております。

一方で、今後、手術を担当する医師が大幅に増える見込みは立っておらず、対応可能な手術の範囲を急速に拡大することは難しい状況です。医師の確保につきましては、引き続き浜松医科大学など、関係医療機関に働きかけを行い、体制強化に努めてまいりたいと思います。

こうした状況を踏まえ、当院としては対応可能な手術は責任を持って当院で行うことを基本としつつ、高度な専門性を要する手術については急性期病院に依頼し、手術後の回復期を当院で担うという役割分担を明確にしていきたいと思います。これは患者さんが必要な治療を適切な医療機関で受けつつ、術後は住み慣れた地域で安心して療養できる体制を整えるという地域包括ケアの考え方に沿うものだと思います。市民の皆様にとって身近で安心して受診できる病院であり続けるために、限られた医療資源の中でも当院が果たすべき役割を明確にし、他の医療機関と連携を一層強化しながら持続可能な手術体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員、どうです、よろしいですか。

○荻野委員 はい。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○山口副委員長 収益的収入に対しての質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 では、次に収益的支出について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 1款1項2目の材料費の関係ですけど、材料費の内訳を少し教えていただけますか。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

内訳としましては、先に項目だけ述べさせていただきますけれども、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品といったものが材料費の内訳となっております。

次に具体的な金額なんですけれども、主な金額を述べさせていただきます。薬品費が1億4,787万5,000円。次に診療材料費が1億9,251万円となっております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。

○山口副委員長 よろしいですか。

○馬場委員 はい。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 経費についてですけども、建物修繕と設備修繕の概要を伺います。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

令和8年度に予定しております主な建物修繕なんですけれども、健診センターの屋上防水で1,063万9,000円ほどを計上しております。また設備の修繕といたしましては、本年度、令和7年度に実施いたしましたパイプシャフトの調査、その結果、E判定を受けた配管の修繕、そのほか屋上とか屋外にあります発電機の修繕、あと地下のボイラーのオーバーホール、こういったものを計上しております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。終わります。

○山口副委員長 土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 竹内委員のと質問の内容がよく似てるんですけども、経費増加の一番の要因は何だと思われますか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

増加の要因といたしましては、先ほど竹内委員の答弁でもさせていただきました、まず修繕料の増、それに加えて委託料の増といったものが主な原因と考えております。

以上です。

○土屋委員 ありがとうございます。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 ごめん、さっき自分の聞いたところで、パイプシャフトE判定って、E判定ってどのぐらいのことですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 E判定なんですけれども、ここ3年から5年ぐらいでもう修繕が早急に必要なものといったものでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○山口副委員長 荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 電算組織運営費、コンピューターシステム運用費が大幅に増大した理由をお聞かせください。

○山口副委員長 医事課長、どうぞ。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

電算組織運営費の主な増額理由といたしましては、新規事業に伴う委託料の増額によるものになります。主な内容といたしましては、院内通信環境及び患者さんのサービス向上のための院内Wi-Fi環境設備に係る導入の費用、それと診療情報システムに対するセキュリティ対策システムの導入費用となります。

以上です。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 今のとこのWi-Fi環境って、患者さん、やっぱり使う要請って多かった。その整備について、Wi-Fiの環境整備という話が出たんだけど。利便性を。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 管理課長のほうからお答えさせていただきます。

要求はございます。これがマイナス要素なのかもしれないですけども、外来で待ってるときの時間というのが5分、10分ではないといったところもあります。健診センターの結果を待ってるところも5分、10分ではないといったところもありますので、今ここまでスマホ等が普及してる時代といったところで、自分のほうが外来とか健診センターを見ていると、どうしても皆さん、スマホを触ったり、タブレットを触ったりするとなってくると、やっぱりその要望に応じていくのが、まずちょっとお金はかかるんですけども、市民サービスというか、患者サービスかなと考えて、来年度導入を考えているところです。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 来年度導入、まだ既成じゃなかったんだ。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 来年度の予算で計上させていただいて、来年度、W i - F i 整備のほうをしていくといったものでございます。

以上です。

○馬場委員 時代に合った設備というか、サービスだと思いますんで、分かりました、了解しました。

○山口副委員長 よろしいですか。

では、ほかにございせんか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 保育所運営費で、保育所運営費380万5,000円の増額理由を伺います。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長がお答えさせていただきます。

主な増額の要因といたしましては、保育の運営に係る委託料が増えたものです。先ほどの保育所収益のところにも若干かぶるところがあるかもしれないですけど、保育所に預けている方の親の職業というものが、当院で働いてる方の看護師の方だけではなくて、補助者の方ですとか技師の方、検査される方とか放射線技師の方とか、様々な職種の方のお子さんが預けたいといった今、要望も出ています。その方たちの勤務体制、勤務体系というんですかね、夜勤があったり、早出があったりといった形で、そういうのも様々でございます。予算の段階でありますのでということなんですけれども、そういう早出とか夜勤とかにも、いつ何ときでも対応できるように委託料のほうを計上したといったところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 すみませんね、先ほど、今現在はまだ預ける子供はいないと言われたと思うんですけど、すみません、お願いします。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 先ほど言った今現在はというのは、もう既に4名の方は入るのは決定しております。4名の方は入るのは決定してるんですが、新たにその看護師の方で誰かが入るかというのは今、決定してないといったところです。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございせんか。

馬場委員。

○馬場委員 修学資金貸付金の償却の関係なんですけど、修学資金取得の看護師さんを増加させる取組というか、その辺の考えについて伺いをいたします。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長、お答えさせていただきます。

まず今年度、6名の方が既にこの修学資金の貸与のほうを利用しております。また、令和8年の4月、来年度早々から1名増えて7名となる予定となっております。

主な取組といたしましては、先ほどの答弁の中でもお答えさせていただいたとおり、大学ですとか、浜松修学舎高校ですとか、そういう看護の学校といったところに訪問させていただいて、こういう制度がありますよといった形、お子さんだけではなくて、親御さんにも説明させていただいて、周知をさせていただいて看護師の確保というものに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 過去の例の中でそういった説明に行ったことによって、親御さんの理解を得て増えたという実績ってありましたか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 先ほど言った浜松修学舎高校なんかは、まだ看護科が新しくできた高校ですので、非常に親からの問合せというのが結構あって、そこで説明させていただいたところですよ。先ほど当初で話をさせていただいた6名の今現在借りてる、学生さんなんですけれども、浜松修学舎高校の子は結構多くて、そういったところで説明のほうはさせていただいております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 将来に期待を持ちたいと思いますので、やっぱり看護師さんの確保というのは大変だと思いますので、見届けていきたいと思います。

○山口副委員長 よろしいですか。

○馬場委員 はい。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 すみません、収益的収入及び支出ということで1億4,700万円の損失計上予算ですが、不足分を補填する財源はどのように考えておられるか、伺います。

○山口副委員長 管理課長、どうぞ。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

現在、全国的に多くの病院、公的病院、公立病院が赤字の経営となっております。当院におきましても例外なものではございません。その要因といたしましては、人件費ですとか物価の高騰といったものが診療報酬のほうでカバーし切れていないといった問題かなという、大きな問題なのかもしれないですけれども。今、土屋委員おっしゃられる、じゃあこのマイナス分、不足分をどう補填していくのかといったところなんですけれども、今回マイナス予算を計上するに至っては、支出の増加が当然見込まれます。そういう中で、これから何年先、5年先、10年先、20年先といったところで必要な最低限の修繕を重ねていって、事業の安定を図っていくことがまずは優先かなといった形です。必要以上の投資というものはする必要がないと考えておりますが、最低限、市民、患者さんサービスに影響が出ない範囲での投資というものは当然必要になってくるといった形で考えております。

この財源といったところでは、今まで未処分の剰余金というものがございます。赤字という言い方の反対語になっ

ちゃうかもしれないですけど、黒字というか、経常利益が出てた頃の貯蓄といいますか、内部留保というか、そういったところの財源を活用することも視野に入れていって、繰り返しになりますけれども、市民への影響というものが最小限に抑えられることができるように考えていきたいと考えております。

以上です。

○山口副委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめん、内部留保ってどのくらいあるんですか。これを1億4,700万円を上回る額があるのか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

病院事業会計予算に係る説明書の4ページを御覧ください。ここに4ページのほうにキャッシュフローの計算書というものがあまして、一番下の資金期末残高、これ令和8年度の見込み、推測にはなりますけれども、ここで7億6,900万円、約7億7,000万円のキャッシュが見込まれるといった形です。

以上です。

○山口副委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○山口副委員長 土屋委員、よろしいですか。

○土屋委員 はい、結構です。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 他会計負担金。

○山口副委員長 待ってください、まだ。

ほかに収益的支出についてございませんか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 企業会計におきまして、年度当初より損失計上予算編成には大変分かりにくい、理解に苦しむところがあるんですが、補填する財源を計上または収支の増減で利益計上の予算編成をしたほうがいいんじゃないかなんて考えたりするんですけども、その辺のところはいかがですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、必要以上の投資というものはする必要がないのかなとは考えております。とはいえ、根拠がない、無理が生じる収益というものを予算に上げるといったことも、言い換えれば粉飾というか、うそを説明してるというか、いったことになりかねないので、そういう予算編成もすべきではないのかなといったことも考えております。

当然収入のほうを上回って支出のほうが下回って利益が出るといったものは、その民間企業というんですかね、会社においては当然のことです。それが当たり前のことですので、それにこしたことはないんですけれども、やはり公的病院としてはプラスになりにくいものといったものもあります。そういったプラスになりにくい事業、診療といいますか、そういったところでなかなか何というんですかね、損失を出す予算といったものが正しいことはないのは認識してるんですけども、繰り返しになりますが、なくてはならない医療といったものを継続していくためには致し方ないことなのかなといったところで認識してるところであります。

これも繰り返しになりますけど、損失を出してるといったことは、もう必ずしもいいことではないです。では、その財源をどうするかというと、安易に一般会計からの繰入金に頼れば、それはもう、すぐプラスには転じますけれども、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、先ほどから答弁させていただいてるとおり、入院収益をじゃあど

うしたら上げるのか、健診収益をどうやったら上げていくのかといったところに力を注いでいって、必要最低限の投資をしていって、支出を抑えながら収益を上げるといった形で考えております。

以上です。

○山口副委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○山口副委員長 ほかに収益的支出に関する質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないですね。

では、資本的収入に対しての質問に移らせていただきます。質疑、資本的収入についての質疑を。

荻野委員。

○荻野委員 他会計負担金の一般会計からの負担金が大幅に減少した要因を教えてください。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

まず今年度、建設改良費のうち事業用地といいますか、土地の購入で6,750万円を一般会計からの負担金として計上しておりました。令和8年度におきましては、この6,750万円というものがなくなったといいますか、減少したことによるものでございます。

以上です。

○荻野委員 分かりました。

○山口副委員長 荻野委員、よろしいですか。

○荻野委員 はい。

○山口副委員長 ほかに資本的収入に対する質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないですか。

では、資本的支出に対しての質疑を行います。資本的支出。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 病院の駐車場整備をいつ前回やったのか、よく分かりませんが、それから今回計画を行っているんですけれども、この駐車場の整備はどのようにして、今後駐車場が足りないから整備をしていくのかどうか、今後の見通しも兼ねながらお答えをお願いします。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

まず病院の駐車場なんですけれども、過去から追っていけば、平成10年度、令和3年度、令和7年度といった形で整備のほうをさせていただいております。駐車場を利用する方は患者のみならず、職員のほうも利用します。職員の利用が、夜、いつ何どき呼ばれるといった形になりますので、職種によっては遠い、病院から離れた場所に止めてる職員もおりますが、先ほど言った急に呼ばれる職員に関しては、どうしても病院の近くに止めると、病院の中に止めるといった形になっておりますので、今回取得した土地のところで、約15台から20台分ぐらいは駐車が望めるのではないかなと考えておりますので、そういったところで駐車場の確保をしていきたいと考えております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 病院の周りに本当に結構、職員さんの駐車場、お借りされてますよね。基本はあれですよ、病院内の周りは患者さんと重要な人たちが止めるようにして、職員さんは基本は周りの駐車場を利用するという考えでいいん

ですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 そのとおりです。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 整備の内容、具体的など何をどうやるの、予算では770万円、改良費出てるんですけど、その辺の中身についてちょっと教えてください。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 管理課長が、お答えさせていただきます。

今回取得した土地なんですけれども、国道301号線と隣接しております。ただ、国道301号線から進入できるような進入路というんですかね、間口がちょっと今ない状態になっております。なんで301号線からは直接入れない。入ろうと思えば入れるんですけど、電柱も立ってたりして結構支障になるのかなといった形になりますので。今、病院の北側にある駐車場の西側のところに垣根が立ってる、木が立ってるんですけど、そこの木を取って、北側の駐車場と接続するような形をさせていただいて、今回取得した土地を駐車場として整備するものでございます。碎石を敷いたり、防草シートというんですかね、除草シートを敷いたりといったことを考えております。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 ということは、現状の駐車場から接続して入る、国道301号線からの直接出入りはないという考えですか。

○山口副委員長 管理課長。

○外山管理課長 馬場委員おっしゃるとおりでございます。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 了解しました。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 では、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号 令和8年度湖西市病院事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山口副委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分からとします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○山口副委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議議事録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

続きまして、議案第40号 令和8年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案書147ページから149ページ、令和8年度各会計予算に関する説明書の中の介護保険事業特別会計予算、及び予算概要説明書78ページから85ページを御覧ください。

審議に先立ち、健康福祉部長から一言御挨拶をいただきます。健康福祉部長、お願いいたします。

○太田健康福祉部長 委員の皆様、改めましてこんにちは。健康福祉部の太田でございます。

本日は議案第40号 令和8年度湖西市介護保険事業特別会計予算案について御審議をお願いしたいと思います。高齢化が進む中、介護保険事業の重要性というのはますます増加しており、高齢者の皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らせる、この地域づくりを進めるためには持続可能な介護保険制度の運営が不可欠だと思っております。

今回の予算案ではこれらを踏まえまして編成をしております。委員の皆様の貴重な御意見をいただきながら、慎重に御審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口副委員長 ありがとうございます。挨拶は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

荻野委員、どうぞ。

○荻野委員 介護保険料について令和6年度決算では、第1号被保険者は1万7,296人でした。令和8年度予算では何人を見込んでいるのか、そのうち特別徴収者は何人で、普通徴収者は何人か、教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

令和8年度予算における第1号被保険者数につきましては、住民基本台帳の65歳以上人口を基に過去の人口推移を踏まえたコーホート変化率法による人口推計により1万6,801人と見込んでおります。

一方、令和6年度決算では1万7,296人となっておりますが、決算における人数につきましては、年度途中で死亡や転出により資格を喪失した方であっても、その年度中に保険料の賦課があった場合には1人としてカウントする取扱いとなっております。このため、年度末時点の実人数よりも多く計上することで、予算上の被保険者数との間に差が生じております。

なお、参考までに令和8年1月末時点の市内65歳以上の人口は1万6,618人となっております。

次に、介護保険料の徴収方法についてですが、主に2つの方法がございます。1つ目は年金から天引きされる特別徴収、2つ目は納付書や口座振替で納めていただく普通徴収です。どの徴収方法になるかは年金の受給開始時期や転入の時期など、個々の被保険者の状況によって決まるため、予算の段階で人数ベースで正確に見込むことは難しい状況であります。

なお、住民基本台帳では令和8年度に新たに65歳に到達する方はおよそ720人と見込まれており、これらの方は原則として普通徴収から開始することになります。

このため、歳入予算の積算に当たりましては、人数ではなく、前年度の実績に基づく保険料額の割合を用いて算定

しております。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 新しく65歳になる方は700人というあれだけど、それは皆さんはもう普通徴収でいくということですか、みんな押しなべて全員が。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

65歳になったばかりですと、年金機構のほうから年金天引きの手続が、やっぱり一定期間いただくということになっておりますので、その関係で最初は普通徴収と。大体一定期間、1年ほど要することになります。

○土屋委員 ありがとうございます。

○山口副委員長 よろしいですか。土屋委員。

○土屋委員 はい、結構です。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか、歳入に関して。

○土屋委員 歳入に関して。ちょっと教えて。ごめん、介護給付費負担金なんですけども、要介護認定者は何人を想定してるか教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

要介護・要支援認定者数につきましては、これまでの実績を見ますと年々増加傾向にございます。具体的には、令和2年度末では1,978人、それが令和6年度末では2,283人となっております。さらに令和7年10月末時点では2,588人と認定率で申しますと15.5%となっております。令和8年度末にはさらに増え2,688人、認定率が16%程度になるものと見込んでおります。平均しますと年間約100名程度増えるようなイメージとなっております。

このように本市においても認定者数、認定率ともに上昇傾向にはありますけども、県の平均と比べますと約2.3ポイント低いと。全国平均と比較しても4.6ポイント低いと、そういった水準となっております。

以上です。

○土屋委員 ありがとうございました。

○山口副委員長 よろしいですか、土屋委員。

○土屋委員 はい。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 第1号被保険者保険料のところの滞納繰越分の普通徴収保険料のところ、前年度も150万円で、今回もやっぱり150万円だったんですよ。これってどういうふうに、積算根拠を伺います。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

基本的に年金天引きの方については滞納というのはございませんが、該当するのはやっぱり普通徴収の方になるわけなんですけども、毎年滞納の実績を踏まえますと、このぐらいの金額になろうであろうというところで積算、試

算しておるところです。

○山口副委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 減らすわけにはいかなかった、現状維持でということですかね。減らないということなんですかね、滞納繰越は。今までおやりになってきて、なかなか滞納繰越は減らすことができない状況下にあるので、前年度と同じ予算額でいくという理解でよろしいですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

はい、そのような理解でいいかと思うんですけども、普通徴収の方の納付率につきましては約98%というところですので、その辺も踏まえて前年並みというところでやらせていただいております。

○竹内委員 はい、了解いたしました。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 では、歳入に対してほかにございませんので、次に歳出について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 2款1項1目の介護サービス等給付費の中の予算額が2,540万8,000円の増額となっていますが、要介護認定者の増加を何人と見込んだのか、まずそれをお伺いいたします。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

要介護・要支援認定者数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近年、認定者数、認定率ともに上昇傾向にありまして、繰り返しになりますが、令和7年10月末時点では2,588人、認定率15.5%に対し、令和8年度末にはおよそ100人増加の2,688人、認定率16%程度になるものと見込んでおります。介護サービス等給付費につきましては、こうした認定者数の増加傾向に加えまして、これまでの給付費の実績を踏まえて、第9期介護保険事業計画において将来の給付費を推計しているところでございます。この推計に基づきまして、令和8年度の給付費を算定した結果、前年度と比較して2,540万8,000円増額となったものでございます。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 すごい伸び率だなというふうに感じるんですけど、それに対してサービスを受ける体制として大変心配するですね、これだけの人たちが認定受けた状態で、それぞれサービスを受けられると思うんだけど、体制として大丈夫なんですかね、市内の。ちょっとその辺の心配がある、状況だけ教えていただければ。

○山口副委員長 福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

入所施設に関しましては、今のところ入所待ちという状況にはなっておりません。とはいえ、我々、介護予防のほうにも力を入れておりまして、なるべく介護にならないようにというところで介護予防教室であったり、後ほど出ますアメニティプラザを活用した介護予防事業、こちらに力を入れておりますので、そちらで受け皿を拡大しようと考えておるところです。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 心配がないような形で、またほかの委員のほうからも介護予防については質問があるかと思います。分かりました。了解しました。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 高額介護サービス費が増えた要因を教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

高額介護サービス費は、介護サービスを多く、たくさん利用した場合に利用者の所得に応じて定められております自己負担の上限額というのがあるんですけども、これを超えた部分を後から払い戻す制度でございます。医療費で言う高額療養費と同じ仕組みになります。

近年では要介護認定者数の増加に伴いまして、介護サービスの利用料も増加していることから、自己負担の上限額を超える方も増えてる状況で、その結果として高額介護サービス費も増加しているものでございます。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○山口副委員長 よろしいですか。

ではほかに。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 今のところで、すみません、自己負担の上限額というのはどういうふうに決められてるのでしょうか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

ちょっと具体的な払戻し例も踏まえてお答えさせていただきますけども、例えば所得区分が一般の方、住民税課税世帯の場合で説明させていただきますと、1か月の自己負担の上限額はこの方の場合、約4万4,000円程度となります。仮にその月の介護サービスの自己負担額が4万4,000円に対して6万円となった場合、その上限額を超えた1万6,000円が高額介護サービス費として後から払い戻されると、そのような仕組みとなっております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりましたけど、これって自己負担した分はみんな返ってきちゃう、返ってくるというか、そういうシステムになってるからと言われればそれまでだけど、これってすごい何か介護保険事業がパンクしていくのはもったいなというような理解にも苦しむんだけど。だって、まあね、あなたの限度額は5万円ですよって決まってるのが、ちょっといろいろ理由があって、家族も見れないもんだから、1万円アップの6万円の利用でいきましたと。その家族というか、本人も助かるわけじゃないですか。だけど、それがまた高額で1万円返ってくるって、こんなことやってたら介護事業はパンクするなって今すごい理解したんだけど、どうなんですかね。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

要はサービスを使い過ぎることがないかというイメージでよろしいですか。

○竹内委員 そうそう。

○竹内高齢者福祉課長 介護サービスの利用については、ケアマネジャーさんが利用者の心身の状況や生活の状況踏まえて作成するケアプラン、これに基づいて必要なサービス料が決定されています。そのため、制度上必要な範囲で適切にサービスが利用される仕組みとなっておりますので、青天井にというわけではございませんというところで説明させていただきました。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 それでも予算的に9,600万円入ってるんだよね。利用する人がいるということなんですよ。なかなかその制限は難しいということだと理解しましたんで、分かりました。いやあ、理解しにくい。

○山口副委員長 よろしいですか。

ほかに。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 審査支払手数料の関係ですけども、増加した要因を教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

審査支払手数料は介護サービス事業者が介護報酬を請求する際に提出するレセプト、これ1件ごとに静岡県の国民健康保険団体連合会、こちらへ支払う事務手数料でありまして、1件につき46円となっております。近年、本市で要介護認定者数が増加しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、令和8年度末には2,688人、認定率16%程度になるものと見込んでます。この認定者数が増えることで、やはり介護サービスの利用件数も増加するため、それに伴いレセプトの件数も増えるということから、審査支払手数料も増加するものであります。

以上です。

○土屋委員 分かりました、ありがとうございます。

○山口副委員長 土屋委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 一般介護予防事業費が増加した理由、要因を伺います。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

主な増額の要因といたしまして、令和7年度から実施しておりますアメニティプラザを活用した送迎つき介護予防教室の事業費の増額によるものでございます。この事業は従来の高齢者の介護予防を目的としたデイサービスに替わる新たな受け皿といたしまして、高齢者の運動能力の維持向上を目的として実施しているもので、無料巡回バスによる送迎を行いまして、地域の高齢者が参加しやすい環境を整えております。令和8年度は既存の介護予防教室に加えて、新たにオンラインで参加できる介護予防教室を開始するなど、事業を拡充するため、前年度と比較して102万3,000円の増額となったものでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 じゃあ今のところのオンラインでも行うようにするというのは、委託しているところの事業者さんのところでそれをやっていただくということですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

このオンラインで参加できる介護予防事業のちょっと説明をさせていただきたいと思います。こちらはカラオケの第一興商、それをつくってらっしゃいますDKエルダーシステムというのがあるんですけども、要は専用の通信機器を活用いたしまして、大型画面に映し出される体操や運動プログラム、これに合わせて体を動かすことで運動機能の維持向上を図るものとなっております。これ、音楽や映像に合わせて楽しく運動できる内容となっておりますので、高齢者の方でも取り組みやすい介護予防プログラムになっておるところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 これはそういう事業を立ち上げるに当たっては、市がお金を出して、利用する人は無料でできるって、そういうふうになるんですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

利用料は無料で、市がアメニティプラザの指定管理者のコナミさんに委託して行うものでございます。
以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

もう一つ、確認したいんですけど、この一般介護予防事業の中に認知症予防につながるような事業をなぜ入れてないのかなと思うんですけど、やっぱり認知症対策がポイントになってくると思うんですけど、それはどうなんでしょう。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

ここの一般介護予防事業という中には認知症はないんですけど、ほかのところでは認知症の事業はございます。あえてこの一般介護予防事業費の中で言いますと、先ほど言ったアメニティプラザでの介護予防教室、こちらで脳トレでありましたり、フレイル予防教室、こちらなどで認知症にならないようなメニューも入れているところでございます。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 4款1項2目の包括的支援事業費の中、これ、また増加しとるんですけど、その要因について教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

生活支援体制整備事業の増加の要因としましては、社会福祉協議会、こちらへ委託して実施してる第2層生活支援コーディネーター業務に係る人件費の増額によるものでございます。この事業は高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の支え合いの体制づくりを進めるもので、市内の中学校区ごとに配置している第2層生活支援コーディネーター、こちらが中心となりまして、地域のサロンなど通いの場の立ち上げ支援であったり、支え合い推進会議の開催であったり、住民からの相談を受け、相談を地域の支援活動や関係機関へつなぐなどの取組を行っているものでございます。

本事業はこれらの活動を担う生活支援コーディネーターの人件費が主な経費となっておりまして、委託先であります社会福祉協議会、こちらの職員の人件費の見直しにより委託料が増額となりましたことから、本事業が増額しているものになります。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 内容については理解させていただきました。それでも校区ごとにいろんなサロンとか、今、できつつあるわけだね、その辺の状況だけちょっと確認させていただきたい。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

通いの場で申しますと、サロンが市内に42か所ございます。あと居場所と言われるものが市内に15か所。あと健康体操というのも各地区でやっておりまして、こちらが市内34か所ございます。

以上です。

○馬場委員　かなり数字的には充実してるのかな。中身は1回どっかでお伺いせないかんかも分かりませんが、分かりました、理解しました。

○山口副委員長　ほかにごいませんか。

荻野委員。

○荻野委員　認知症総合支援事業の初期集中支援チームの今年度の事業内容を伺います。また、地域支援推進員は何人配置されているのか伺います。

○山口副委員長　高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長　お答えいたします。

認知症初期集中支援チームにつきましては、市内4つの地域包括支援センターの圏域ごとに1チームずつ設置しておりまして、合計4チーム体制となっております。また、認知症地域支援推進員、こちらにつきましては各地域包括支援センターに1名ずつ配置しているほか、市にも1名配置しておりまして、合計5名を配置しているというところになります。

認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症が疑われる方であるとか、認知症の方、またその御家族とかの相談があった場合に、医療や介護の専門職で構成されますチームが訪問いたしまして、認知症サポート医による助言も受けながら観察、評価を行いまして、医療や介護サービスにつなぐなど、早期支援を集中的に行っておるものでございます。令和8年度につきましては、チームを構成する認知症サポート医と地域包括支援センター職員とのまず情報交換会や勉強会を開催いたしまして、課題やチーム員同士の連携方法について共有をするとともに、認知症サポーター養成講座などの啓発活動なども行うなど、支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○山口副委員長　荻野委員、よろしいですか。

竹内委員。

○竹内委員　ただいまの説明の中で、以前は1チームで支援体制をつくって認知症サポートをしてもらいたいというか、そういう方も、要はそういうしてもらいたいという人がいないと、もちろんこの支援体制もつくっていかれないと思うんですけど、そういうふうにしてやりましたよというのが過去にありました。でも、今回は要はどんなことをやりましょうかという情報交換から始まるということは、どの地域包括でも認知症対策ってすごい重大なことで、認知症の人、結構リストアップしてて、いるのは分かってるじゃないですか、その中でせっかく認知症総合支援事業というのがあるにもかかわらず、なぜか包括でモデル事業という言い方はもうしてはいけないと思うので、そういう支援体制を整えていかないのか。何年たっても湖西市は整っていない状況を、今、確認したような気になるんですよ。これってどういうふうに、何が課題で今年度もまた同じような繰り返しを行うのか、伺いたいと思います。

○山口副委員長　高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長　お答えいたします。

認知症の方につきましては、今後も高齢化の進展に伴い、年々増加することが見込まれます。そのため、本市では認知症初期集中支援チームによる早期対応であるとか、認知症地域推進支援員による医療、介護、地域の関係機関との連携強化ですとか、またさらには認知症サポーター養成講座の実施などにより、認知症の方やその御家族との地域全体で支える体制づくりを進めておるところではございますが、委員言われるように、なかなか目に見える進展というのが難しい状況ですので、少しずつでも前に進めていけたらなと思っております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 民生委員はじめ、各地域でやはりこういう認知症サポーターのこととか、いろいろ情報交換し合っていて、そういう情報も入っているから、地域の中でも見守り活動というか、そういうのもできてるところも多々あると思うんですね。私が言いたいのは、さっきの4つの包括支援センターがなぜ取り組んでいかないのかというのがちょっと伺いたいところなんですけど。だって、4つのあれでやってるんでしょう、これって、総合支援事業って。何も課題は、課題というか、この予算、56万8,000円しかついてない予算だけれども、要は情報交換とサポーター養成講座をやればいいという予算なのですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

56万8,000円の主な使い道についてですけれども、認知症初期集中支援チームの活動に関する会議の報償費であったり、認知症サポート医への謝礼であったり、チーム員及びその推進員の研修参加にかかる旅費でありますとか負担金、事業運営に必要な経費などを計上しておるところなんです。やはり体制としてはちょっと十分とは言えないところもございますので、これから積極的にそちら事業のほう、実施を求め、働きかけていければなと思っております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 これは予算ですので、事業内容の確認をさせてもらって、また見守っていきたいと思います。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 令和7年度予算では委託料、高齢者等食事サービス事業費が1,209万6,000円となっていますが、今年度はその半分ぐらいになってるんですけども、これはどういうことか教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

高齢者等食事サービス事業費が減額となっている主な理由としましては、事務負担の軽減を図るため、委託料の支払い方法を見直したことによるものでございます。これまで1食当たり800円のお弁当代のうち、利用者負担分であります400円分を事業者が徴収したものを一旦、市へ納付していただきまして、その後、市が利用者負担分を含めた800円を委託料として事業者へ支払う仕組みとしておりました。しかしながら、この方法では市と事業者双方において事務が煩雑であることから、令和8年度より利用者負担分の400円は事業者が利用者から徴収しまして、市は残りの400円のみを委託料として支払う方法に見直したものでございます。このため、予算上の事業費は利用者負担分が計上されなくなったことから減額となっております。

以上です。

○土屋委員 ありがとうございます。いいです。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 任意事業費のところで、介護相談員設置事業の概要を伺います。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

介護相談員設置事業は厚生労働省の実施要領に基づく地域支援事業でございまして、介護サービス利用者の疑問であったり不安の解消であったり、また苦情の未然防止を図るとともに、介護サービスの質の向上、こちらにつなげることを目的として実施しているものでございます。

具体的には市が委嘱しました介護相談員が市内の特別養護老人ホームであるとか、グループホームなどの入所施設を定期的に訪問いたしまして、利用者から相談を受けたり、施設職員のお話を伺ったりですとか、利用者の立場に立った相談活動を行っておるところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 その介護相談員さんは、まず何人ですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

現在3名の介護相談員、委嘱しておりまして、各施設、定期的に訪問しながら相談活動を行っておるところでございます。頻度も併せてお答えいたしますと、各相談員が月に4回程度訪問しておりますので、年間3名で大体150回程度訪問することになります。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 その相談員さんの仕事の内容は分かったんですけども、高齢者福祉課のところに在籍してるのか、それとも全然自由と言っちゃいけないけど、事務場所というか、それはなくて活動されてるのか、どうなんでしょうか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

こちらの3名の方につきましては高齢者福祉課に常駐してる方ではございませんでして、以前の職業、結構高齢な方にはなりますけども、以前、福祉の分野で働いた経験がおありの方とか、そういった高齢者の分野になじみのある方に訪問相談員としてやっていただいております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 それは報告とかそういうものは高齢者福祉課に報告がされるのか、それともどういうふうになってるんですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

相談員は訪問活動の内容は報告書として市へ提出していただいております。その内容を施設運営やサービス改善に生かすような仕組みとするように、目指してるところです。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 市との連携はどうですか、その方たちとの市担当課との連携はどうですか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

定期的に情報交換会を開催しておりまして、各人の訪問の状況であるとか、市の職員交えて情報共有をしておるところでございます。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 164万円という経費を使ってしっかりと市はの方たちに求める仕事、要は利用者さんの相談とか、いろんなものについてやっていただいていると思うんですけども、やっぱり成果はどの辺を求めていますか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

やっぱり相談員が第三者の立場で関わることで、施設側のサービス改善への意識向上にもつながっていると考えますし、結果として介護サービスの質の向上に寄与していけばなと考えておるところです。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 介護予防・生活支援サービス事業費の中、1,459万1,000円ほど減額されてる、この理由について教えてください。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

介護予防生活支援サービス事業費の減額につきましては、いわゆる総合事業、こちらにおけるサービス利用の適正化を進めていることによるものでございます。総合事業は介護認定を受けてない高齢者、いわゆる事業対象者、こちらの方を対象に介護予防を目的としたデイサービスを提供する事業でございます。しかしながら、この総合事業につきましては、国が定める交付金に上限がございまして、本市では近年、事業費がその上限を大きく上回っておりまして、市の負担が増加してる状況にあります。このため、事業の持続可能な運営を確保する観点から、令和7年度からサービス利用の適正化を進めておりまして、事業対象者のデイサービスについては、これまで週2回利用可能としていたものを週1回へ縮小しました。さらに令和8年度からはこのサービスの利用を終了するよう段階的な見直しを行っております。これらの見直しによりまして、サービス利用件数が減少しますことから、介護予防生活支援サービス事業費が前年度と比較して約1,459万1,000円の減額となっているものでございます。

なお、このサービスの見直しに伴いまして、介護予防の機会が減少することのないよう、アメニティプラザ、こちらにおいて実施している介護予防教室、こちらなど介護予防事業への参加を促しまして、高齢者の健康維持や介護予防の取組を継続してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 その事業についての周知とか、そういったところは力を入れていくしかないかなと思ったんですけど、いかがですか、その辺について。周知させるというか。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

事業対象者様に関しましては、ケアマネジャーさん等を通じた個別の説明を行って周知に努めておるところでございます。併せてこのアメニティプラザへの介護予防教室の取組についても御案内することで、円滑に移行できるよう周知してるところでございます。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 当然、介護サービスが低下しちゃうとあれですので、そこのところは配慮していただきたいなと思っております。見守ります。終わります。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 その他ということで、介護保険料納付について、低所得者への軽減の状況と支援を伺います。

○山口副委員長 高齢者福祉課長。

○竹内高齢者福祉課長 お答えいたします。

介護保険料につきましては、低所得者の方への負担軽減を図るため、２段階の軽減措置を講じております。まず１つ目は所得状況に応じた保険料設定になります。介護保険料は全13段階に区分されておりまして、そのうち５番目の第５段階を基準額としまして、住民税非課税であります第１から第４まで、こちらの方につきましては基準額より低い掛率といいますか、保険料率を設定することで負担の軽減を図っておるところです。ちなみに第１段階の方、掛率が0.455と約半分以上というところになってます。

さらに２つ目といたしましては、第１段階から第３段階、こちらの住民税非課税世帯、こちらにつきましては国の低所得者保険料軽減強化制度というのがございまして、これに基づきまして国、県、市の公費を活用した追加的な軽減も併せて実施しております。

このように２段階の軽減措置を行うことで、第５段階の基準額、こちらですと年間６万円になりますけれども、こちらに対して第１段階の方は年間１万7,100円とかなり軽減が図られているところでございます。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員、よろしいですか。

○荻野委員 はい。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和８年度湖西市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山口副委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入るか、それとも議案第８号を続けてやるか、皆様にお聞きます。どうします。

じゃあ時間ですので、これより暫時休憩とします。再開を13時からとします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○山口副委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のためマイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

次に、議案第８号 湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定についてを議題といたします。

議案書12ページから13ページとなります。

審議に先立ち、こども未来部長から一言御挨拶をいただきます。こども未来部長、お願いします。

○戸田こども未来部長 皆様、こんにちは。こども未来部、こども未来課からのお願いは、議案第８号 湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定についてでございます。概要といたしましては、４月からの事業実施に当たりまして、利用者から徴収する利用料に関しての規定となっております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山口副委員長 ありがとうございます。挨拶は終わりました。

これより質疑を行います。

1条から順に審議を進めていき、最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

初めに、第1条について質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 以上で1条の質疑を終わります。

次に、第2条について質疑のある方はございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 利用料を1時間当たり300円と設定した根拠を伺います。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

4月から施行を予定しております湖西市乳児等通園支援事業実施要項におきましては、国の標準価格に合わせまして、市内の利用料は300円に統一されております。また、当課といたしましては、のびのび預かり保育の時間単価とも同額でありまして、制度移行の利用者にとっても今までの負担と変わらず利用できるというメリットもあると考えております。

以上でございます。

○山口副委員長 荻野委員。

○荻野委員 これ、全国みんな一緒。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 国のほうから示されておりますものを見ますと、標準価格が300円となっております。

以上です。

○山口副委員長 荻野委員、よろしいですか。

○荻野委員 もういいです。

○山口副委員長 ほかに2条において質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないようですので、以上で2条の質疑を終わります。

次に、第3条について質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 3条です。納期限について、キャンセル期限はありますかということと、体調不良でやむなく急遽キャンセルの場合の対応はどのようにされるかお願いいたします。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

参考資料のほうを御覧いただきたいと思います。こちらはキャンセルポリシーとして、利用前の面談のときに保護者に提示するものの一部抜粋したものでございまして、子育て支援センターで設定しているものでございます。子育て支援センターでは誰でも通園制度の利用対象者が小さいお子さんであり、急に体調が悪くなるということも考慮し

ましてキャンセルの時間を当日の8時半としております。当日の8時半より前にシステムでキャンセルをした場合には、料金も上限10時間とされている利用時間枠の消費も発生いたしません。8時半以降の連絡になった場合には料金は徴収しませんが、予約時間分は利用したものとして利用時間枠の消費が発生します。

また、自己都合や体調不良などで遅刻や早退をする場合には、実際に利用した時間分の利用料は徴収させていただきます。利用時間枠の消費につきましては、キャンセルと同様に予約した時間分の消費となります。

例を挙げますと、9時から12時まで予約をしていたけれど、利用後に熱を出して11時にお迎えに来ていただいた場合は実際の利用時間は2時間となりますので、料金も2時間分の600円となります。ただし利用の時間枠はシステムに登録していた3時間分が消費されるということになります。

ほかに考えられる例としましては、1時間遅刻してきた場合とか、母子通園で様子を見ていたけれども、今日は早く切り上げるということにした場合など、どのような理由でありまして遅刻や早退につきましては実際に利用した分の利用料のみいただくことになっておりまして、利用時間枠は予約した分が消費されるとなっております。

そのほか資料の④にありますように、施設側の都合で緊急に利用を控えていただくといった事案が発生した場合には、料金の徴収もいたしませんし、時間枠も消費がしないというふうに定められております。

以上でございます。

○山口副委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。了解です。

○山口副委員長 ここでちょっと先ほど言い忘れたんですけども、当局のほうから参考資料の配付を求められましたので、これを許可します。資料は事前にタブレットに配信してございます。

では、第3条について、ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 では、第4条について質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、具体的にどのようなことかお伺いいたします。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

規則の第6条に、利用料の免除または減額をすることができる要件につきまして定めております。対象の家庭の区分としましては、生活保護世帯と市民税所得割額が7万7,101円未満の世帯と要支援家庭のお子さんの3つとなっております。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○山口副委員長 ほかに4条において質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 では、以上で第4条の質疑を終わります。

次に、第5条について質疑のある方はございませんか。

馬場委員。

○馬場委員 第5条で「必要事項を規則で定める」とありますが、ちょっと少し具体的な内容が分かれば教えてください。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

規則で定めている項目は、実施場所、実施時間、対象年齢、利用時間の上限、利用の定員、減免、利用制限などに関するものとなっております。

以上でございます。

○山口副委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。了解です。

○山口副委員長 ほかに第5条について質疑のある方、ございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 規則のほうで、要は新居の子育て支援センターと新所の子育て支援センターが交代というか、日にちを決めてやるじゃないですか。それで、我が市は午前中のみの運営になるんですけど、それはどうしてですか。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

午後は実施をしないということにつきましてですが、集団生活の適応ということと、保護者の孤立化防止ということがこちらの事業の目的となっておりますので、特に1歳児につきましては保護者と離れて過ごすという最初のステップとしては負担が少なく、かつ保護者が通院や買物なども済ませられるような時間として設定しております。

また、1歳から3歳の未就園児にとりましては最も活発に動ける時間帯ということで午前中の3時間にしております。心身の負担を抑えたりとか、機嫌よく遊べれるということを最優先に考えました。加えまして、午後の時間になりますと、この年齢のお子さんはお昼寝をすることが多いということも理由の1つと考えました。ただし、実施時間の拡大につきましては、利用状況とかニーズに合わせまして検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 よく理解できました。

それで、定員を8人にする理由は何でしょうか。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

子育て支援センターでは最低基準の保育士2名の配置体制ということで考えました。児童福祉法に定められている保育士の配置基準に合わせますと、ゼロ歳児が1対3、1歳児と2歳児は1対5となっておりますので、最低2名の保育士で受け入れられる児童数と考えました。実際には初めて施設を利用するお子さんや集団生活に不慣れなお子さんが対象になりますので、必要に応じて2名ではなく、施設にいる控えの保育士も動員して安全な運営には努めていくように考えております。

以上でございます。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 よく分かりました。施設には保育士さんもいらっしゃるの、ちょっと障がいを持った子なんかのときは応援に来てもらえるということなんですよ。

もう一ついいですか、聞いて。この利用者の対象が結局、市内在住の人を対象にというふうに入れたのはどういう理由からでしたか。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

市内。

○竹内委員 在住というか、住所を有する人という人なんだよね。ごめんごめん、規則のところに利用対象者というのがあるんですよ、第3条のところに。だから。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 少しお時間いただいていいですか、すみません。

○山口副委員長 条例に対する議案審議のため、規則に関する質問はお控えください。

○竹内委員 すみません、この条例のときに、以前勉強したときに、湖西市内の人じゃなきゃ駄目というのを伺ったことがあったと思うんですよ。ですので、ここのところにもう一度、再度確認で、何の理由だったかなって、ちょっとごめんなさい、今、覚えがないんですよ。何で湖西市の子供さんだけだったかなというのを私は確認したいんです。登録されてないもんでかね、何だったっけ。自分でも覚えてないんだ、あまり。だって、ほかのところは利用できないというのを前に勉強したような気がしたけど、違ったっけ。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

実際には国の定める年齢幅の3歳の誕生日までのお子さんは市外の方も使えれるというふうになっておりますが、こちらに載っているのは、そこを超えた湖西市独自のところは湖西市内に住所を有する方のみという意味合いでございました。

以上です。

○山口副委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。国の制度から言えば、別に湖西市の人が東京でそれをやっていけば、そのところの利用も可能ということですよ。私が間違っていたのでよく分かりました。利用が可能なので、東京のお知り合いのところに行ったときは、遊びたければそこへ預けて遊びに行けるということですよ。了解いたしました。

○山口副委員長 ほかに5条に対して質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 以上で5条の質疑を終わります。

最後に全体を通して質疑のある方はございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 その他ということで、実施場所、日、時間や定員など、条例に規定する必要はなかったのか伺います。

○山口副委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

利用料徴収に関しましては、理由や根拠を明確にし、利用者に対する公平性や透明性を確保するために条例で定める必要があると判断しました。一方で、実施施設や時間など、運用面での具体的な規定に関しましては、当市のほかの条例や規則を参考にしております。例えば、保育幼稚園課の湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例などにおきましても、保育料や減免などについて条例に定めてありまして、施行規則には実施場所や時間などのより具体的な内容について定められております。本条例及び規則につきましても、例規担当と相談の上、同様に考えさせていただきました。

以上でございます。

○山口副委員長 荻野委員、よろしいですか。

○荻野委員 分かりました。

○山口副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 湖西市乳児等通園支援事業の利用料徴収に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山口副委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、湖西市議会会議規則第138条第1項に基づく委員長報告の作成・内容につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口副委員長 ありがとうございます。では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で福祉教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午後1時17分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長

福永桂子